小規模多機能デイサービスセンターりんごの郷　料金表

令和8年6月～

1月の利用料金（　円）									
	サービス費	看護職員配置加算Ⅰ	訪問体制強化加算	総合ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ加算	サービス提供体制加算Ⅰ	介護職員等処遇改善加算Ⅰﾛ	科学的介護推進体制加算	生産性向上推進体制加算Ⅱ	合計
要支援1	3,450	0	0	1,200	750	1,014	40	10	6,464
要支援2	6,972	0	0	1,200	750	1,669	40	10	10,641
要介護1	10,458	900	1,000	1,200	750	2,671	40	10	17,029
要介護2	15,370	900	1,000	1,200	750	3,584	40	10	22,854
要介護3	22,359	900	1,000	1,200	750	4,884	40	10	31,143
要介護4	24,677	900	1,000	1,200	750	5,315	40	10	33,892
要介護5	27,209	900	1,000	1,200	750	5,786	40	10	36,895

※注1　※注2

食材費　一食あたり　（朝食200円　昼食500円　夕食300円）

宿泊費　一泊あたり　1,200円

※ 注1 小規模多機能型看護職員配置加算(Ⅰ):自己負担分1月　900円が加算されます。
小規模多機能型看護職員配置加算(Ⅱ):自己負担分1月　700円が加算されます。
要支援1・2の場合は算定されません。看護職員配置状況により加算Ⅰ Ⅱのどちらかで算定されます。

※注2 訪問体制強化加算　算定日が属する月における提供回数について、延べ訪問回数が一月当たり 200回以上の場合加算されます。　自己負担分1月　1,000円
要支援1・2の場合は算定されません。

※注3 利用者の状態によって加算される項目
認知症加算(Ⅰ)
・日常生活に支障をきたすおそれのある症状・行動が認められることから、介護を必要とする認知症の利用者の場合(認知症日常生活自立度Ⅲ以上)
1月につき800円が加算されます。要支援1・2の場合は算定されません。
認知症加算(Ⅱ)
・要介護2に該当し、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、周囲の者による注意を必要とする認知症の利用者の場合(認知症日常生活自立度Ⅱ)
1月につき500円が加算されます。要支援1・2の場合は算定されません。
・小規模多機能型総合ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ加算　:自己負担分1月　1,200円が加算されます。
・科学的介護推進体制加算　:自己負担分1月　40円が加算されます。
・認知症行動・心理症状緊急対応加算　:自己負担分1日　200円が加算されます。(7日まで)
・生産性向上推進体制加算Ⅱ　:自己負担分1月　10円が加算されます。

初期加算
・登録して最初の登録した日から起算して30日以内の期間について、1日につき30円を加算します。
・30日を超える病院又は診療所への入院後に指定小規模多機能型居宅介護の利用を再び開始した場合も、同様とします。

処遇改善加算は加算率で算定します。
（介護職員等処遇改善加算Ⅰﾛ　サービス費の18．6%）